

図 10 家計調査における「保健医療」の内訳について

項目名		考え方	内容例示
保健医療	医薬品	感冒薬 胃腸薬 ...	(医師の処方により病院外で購入した薬を含む)
	医科診察料	(外来医療に関すること)	診察料 検査料(健康診断は除く) 処置料 注射料 手術料 往診料 リハビリ(病院内) マッサージ(病院内)
	保健医療サービス	出産入院料	(出産入院に関すること) 助産料 手術料 薬材料 治療代 食事料 文書料 新生児に係るものを含む
	他の入院料	(出産に分類されない入院料)	入院経費 看護料 食事療養費 個室料 治療経費 診察料 手術料 処置料
	他の保健医療サービス		診断書 入院証明書 健康診断料 妊婦の定期健康診断料 予防注射代 人間ドック 医療器具の借賃

薬局への支払

病院

医師による薬の処方

医師による診察、治療

病院への支払

ここでは、支出項目上、幼児に対する医療費の支援策が最も反映しやすいであろうと考えられる「医科診察料」を取り上げてみるこことし、また、支援策の対象世帯としては、次の図 11 のとおり、この支援策においてよく見受けられる小学校就学前の乳幼児（小学校未就学児童²²）がいる世帯としてみることにした。

図 11 鹿児島市における対象年齢の引上げ（拡充）例

WELCOME TO KAGOSHIMA CITY HOMEPAGE WINTER VERSION

鹿児島市

人口：605,252人（平成19年12月1日現在）

[トップページ](#) > [健康・福祉](#) > [子育て支援](#) > [子ども福祉](#) > 平成19年4月から乳幼児医療費助成金の助成対象年齢が拡充されました

平成19年4月から乳幼児医療費助成金の助成対象年齢が拡充されました

☆改正の内容

助成の対象年齢を、現在の『6歳未満』から『小学校就学前（※6歳に達する日以後の最初の3月31日）まで』に引き上げました。

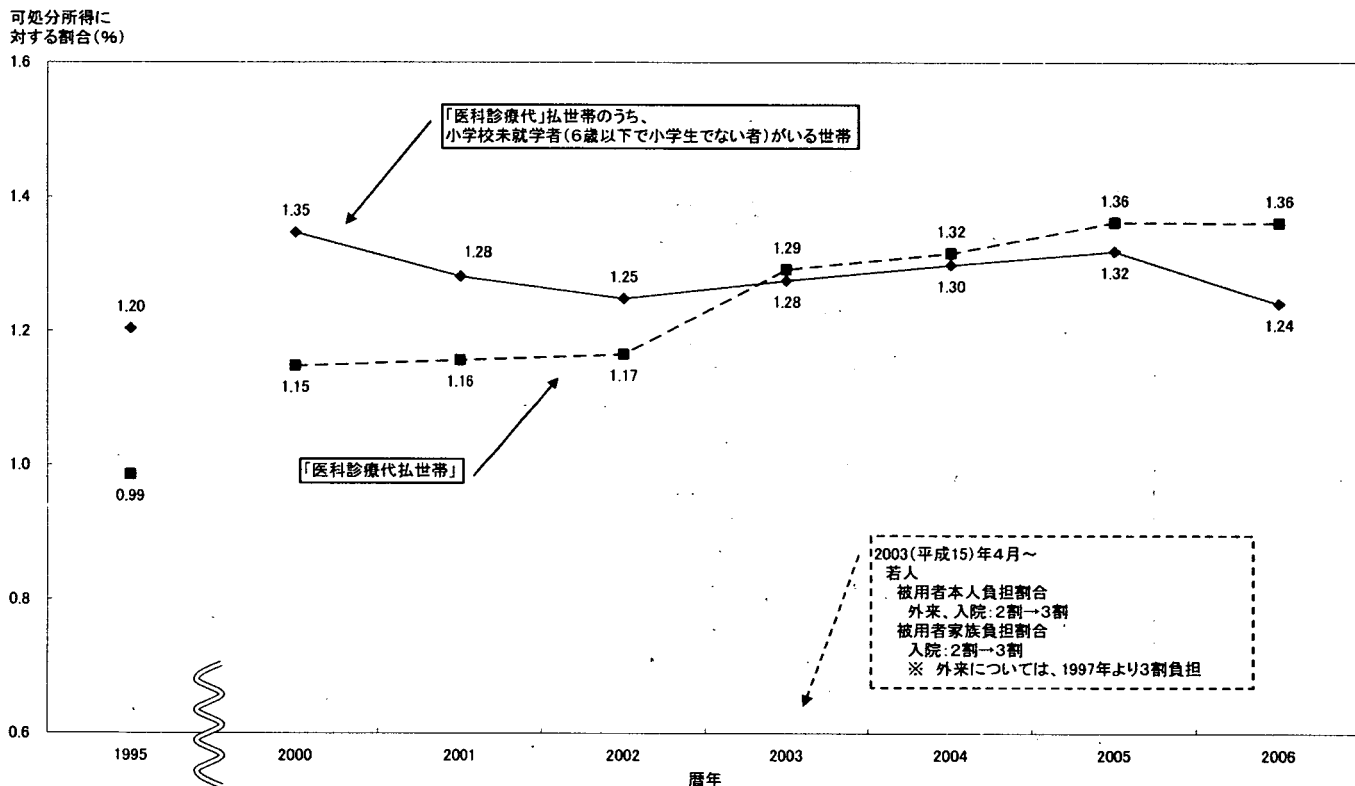
※6歳に達する日とは6歳の誕生日の前日です。

²² 家計調査の世帯員の条件では、6歳児以下で小学校に在学していない者となる。

5.3 家計調査における「医科診療代」の推移

当然のことながら、家計調査の「医科診療代」は、おおよそ世帯員数に比例することになると考えられることから、小学校未就学児童がいる世帯は普通に考える一般的な世帯構成では世帯員は3名以上となり、また、乳幼児は成人に比べ、何かと医療機関とのかかわり合いがあることから、このような世帯においては、「医科診療代」は総じて高い負担になっているものと予想される。

図 11 「医科診療代」支払世帯及びうち小学校未就学児童がいる世帯における1世帯、1か月当たりの可処分所得に対する割合の推移



実際、図 11 のとおり、平成 12 (2000) 年ごろまでは、小学校未就学児童のいる世帯の「医科診療代」は、これを含む全体である「医科診療代支」の支払世帯より可処分所得に対する割合が高かったが、平成 15 (2003) 年にはわずかながらも上下関係が逆転し、また、平成 18 (2006) 年には対照的に減少に転じている。

5.4 家計調査の「医科診療代」の反映について

ところで、現在、実施されている乳幼児(児童)に対する医療費に対する各種支援事業を支払の形態別に分ける²³と、次の表 1 のとおり、3つに分けることができ、当然のことながら、「医療費自体の割引」や「現物給付」²⁴による支援策が多くなればなる

²³ 本稿において、支払形態別に筆者が区分したもので、一般的な呼称とするものではない。

²⁴ この場合は、家計調査への反映がなされないものとなり、このような支援策が一般化すると、家計調査ではその把握は間接的なものに留まらざるを得なくなる制約がある。

ほど、家計調査上の支出額、支出頻度は低下するものとなる²⁵。

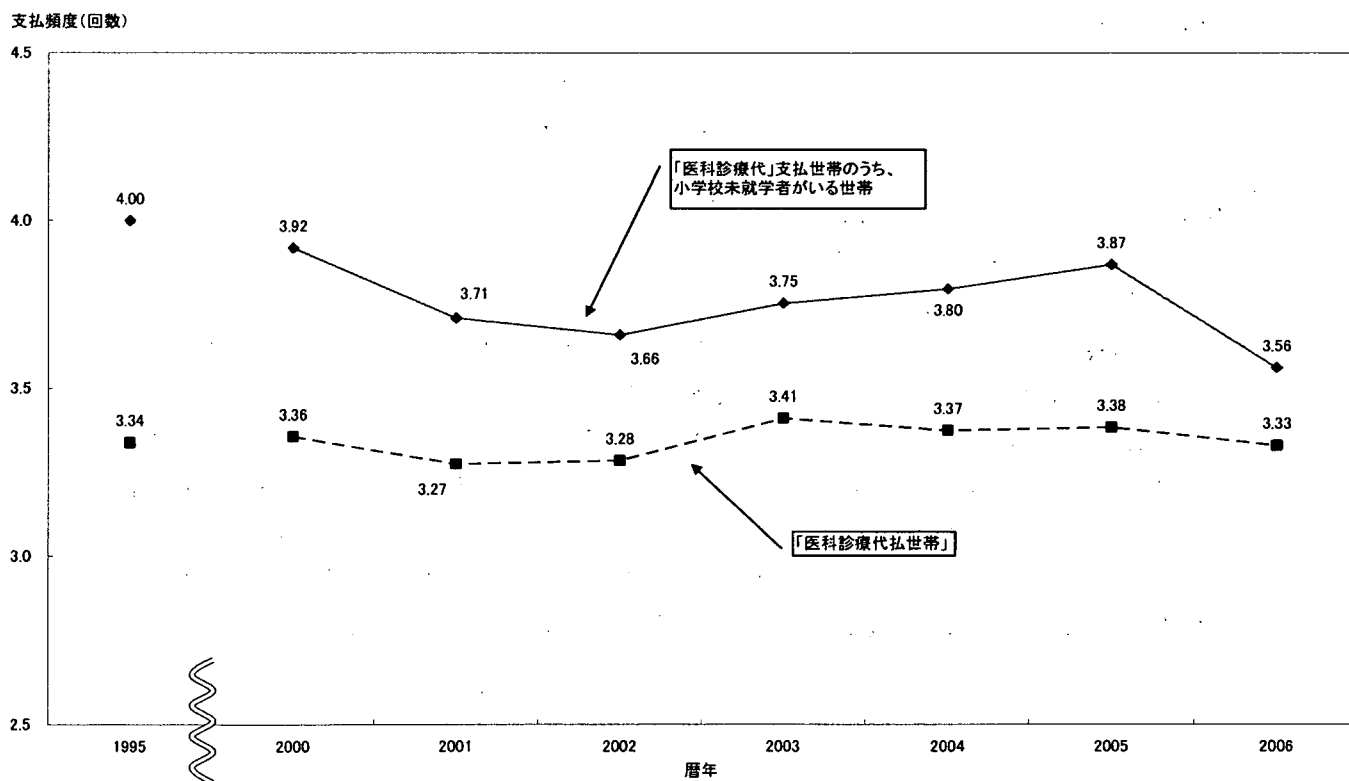
表1 医療費の支払形態別、家計調査への反映状況

区分	医療費自体の割引	償還払い	現物給付
支払形態	健康保険による本人負担分の一部を地方公共団体が負担するもので、病院窓口では、本人負担分より割引かれた医療費を支払う。	病院窓口では、通常どおり、健康保険による本人負担分の医療費を支払うが、後日、領収書を持って地方公共団体に償還を請求し、一部、あるいは、全額の償還を受ける。	医療費全額を地方公共団体が負担するもので、病院窓口における支払はないものとなる。
家計調査における反映	本来の負担分より割引かれた医療費と、その支払回数を計上。	本来負担分の医療費と、その支払回数を計上。	支払い自体がないため、医療費、支払回数とも計上されない。

5.5 家計調査における「医科診療代」の推移

このような特徴を基に、家計調査における、医療機関にかかる程度、すなわち、「医科診療代」の支払頻度をみると²⁶、これも、次の図12のとおり、

図12 「医科診療代」支払世帯及びうち小学校未就学者がいる世帯における1世帯、1か月当たりの「医科診療代」の支払頻度の推移



²⁵ 当然、このような効果は、「保育所費用」等の他の項目に関する支援策についても同じである。

²⁶ 通常、診療1回に対し、その都度、1回の支払があるとするのが妥当であろう。

支払額と同じく、全世帯のうちの「医科診療代」の支払世帯に比べ、平成 18 年には低下しており、幼児（児童）に対する医療費に対する各種支援事業の効果が、対象世帯に反映されていることが伺えるものとなっている。

6. むすび

6.1 家計調査でみる少子化対策の効果

少子化対策の一義的な目的は、出生率の改善であるが、これについては、直接的に、あるいは即効性のある施策を執ることはできないため、施策自体としては、「子育てコスト」の負担軽減策のような周辺環境からの整備を図ることになるが、これらの効率的な実施のためには、これらが世帯に及ぼす影響を計る上で、今後、何らかの評価指標が必要になると思われる。

本稿では、家計調査の入、支出（個票）データを基に実支出世帯という観点から、少子化対策の対象世帯における支出等の推移を簡単にみてきたところであるが、少なくとも、今回確認できた範囲では、施策が対象としている世帯における支出負担は低下しており、少子化対策として実施されている各種施策は、おおよそ意図したどおりの影響を与えていることが、家計調査という普遍的な調査においてもうかがい知ることができたと思われる。

これは、家計調査が、その調査としての特性ゆえに、このような施策に関する普遍性のある評価指標となり得ることを示しており²⁷、今後はその具体的な手法の開発を含め、施策の評価指標としての確立が求められるのではないだろうか。

また、本稿は、前述のとおり、簡単な比較ではあるが、全体の傾向としてはそう差異はないであろうと考えられることから、以下、施策に関しての考察を記すことにする。

6.2 「保育所費用」と「幼稚園（授業料）」の格差の解消

近年の少子化対策の進展により、保育所（施設）に関する経費の世帯負担は和らいではいるが、幼児が次に進むことになる幼稚園に関する授業料を主とする経費の世帯負担は、そう変わらないものとなっており、今後一層、保育所に対する支援対策が進むほど、両者の支出負担の差が開くものになるとと思われる。

無論、保育所と幼稚園は、そもそも設置法から、それぞれ目的²⁸や性格が異なるものではあるが、幼児がいる世帯からみれば、共に一定の保育（幼児を預かる）機能を持つ施設という点では何ら変わらず、これにあえて差異を設ける必然性には乏しく、また、少子化対策からすれば、「段差」のない一貫した施策が望ましいと考えられることから、今後は、保育所同様、幼稚園に対する支援策も必要になるとと思われる。

²⁷ これは必ずしも施策の最終的な成果に関するものではないが、世帯支出への働きかけを示す指標としては十分なものと考えられる。

²⁸ 保育所の目的は、「日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育する」（児童福祉法第 39 条）こと、幼稚園の目的は「幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長する」（学校教育法第 77 条）ことである。

6.3 保育所の役割について

保育所は、児童福祉法第 39 条のとおり、地方自治体における保育所の説明例では、

(ある地方自治体による保育所の説明)

保護者が仕事や病気などの事情で、昼間子どもの保育ができない場合で、かつ同居の親族やその他の者が保育できないと認められる場合、保育所で乳幼児を保育します

とする施設ではあるが、世帯における乳幼児の母である「母親」の就業状況を見ると、「リフレッシュ保育」とも称される専業主婦による「一時保育」による事例が相当あるものと推測される。

このことから、今後、保育所の性格については、少子化対策の一環からも、更に保育条件を緩和し、地域の「子育て支援センター」としての性格をより強めることが必要になると思われる。

また、「母親」の就業者割合の推移からは、一面では費用に関しての保育所へ預けやすさが、「母親」の就業には容易には結びつかない、とも取れることもでき、「幼稚園（授業料）」支払世帯の「母親」の就業者割合の推移と合わせてみても、専業主婦の就業化については更なる分析が必要になると思われる。

参考文献

- 高木浩子（2004）「少子化時代の就学前保育施設のあり方」『総合調査報告書 少子化・高齢化とその対策（調査資料 2004-2）』 国立国会図書館調査及び立法考査局
- 伊達 雄高、清水谷 諭（2005）「日本の出生率低下の要因分析：実証研究のサーベイと政策的含意の検討」経済分析第 176 号（ジャーナル版）（2005 年 6 月）
- 『平成 16 年版 共依存する家計』 財団法人 家計経済研究所
- 『平成 17 年版 国民生活白書』 内閣府
- 『家計調査年報』 総務省統計局

第7章 就業環境と結婚・出産タイミングおよび若年層の将来見通しの変化

永瀬伸子・守泉理恵

はじめに

1990年代後半から2000年代前半にかけて、規制変化と働き方の変化が顕著に見られる。

具体的には、1990年代後半以降、特に1998年の山一証券の倒産を機に、新卒採用の緊縮やリストラが行われ、非正規雇用で働く層が、特に若年と女性に大幅に増えた。この間非正規雇用に関する規制緩和も行われ、パートに加えて、契約労働や派遣社員といった類の非正規雇用が増加した。同時期にはまた均等法改正もなされた。1999年の雇用機会均等法の改正後、「雇用区分」が同一の区分内での男女同一待遇の徹底がなされている。つまり同じ雇用区分の中では男女差のない働き方が増え、正社員女性の昇進機会が増えるとともにその仕事負担も増えたと想像される。

つまり正社員女性に要求される仕事密度が男性に近づく方向へと上昇した一方で、正社員という仕事機会が提供されない若者も増加し、さらに中高年では成果主義という形で競争が促進されたというのが筆者の理解する1990年代後半から2000年代の日本における雇用の変化である。

本稿では、2002年に調査実施された『第12回出生動向基本調査』を用いて、このような変化が実際にどの層にどの程度の影響を及ぼしているのかを確認する。そしてそれは、結婚・出産タイミングに、あるいは、家族と仕事について若年層が描く将来ビジョンにどのような変化を与えているかを分析する。なお、『第12回出生動向基本調査』は独身者票と夫婦票からなり、独身者票は男女を対象とするが、夫婦票は女性のみが対象である。そこで有配偶男性のデータは妻が回答した夫属性を用いることにする。

1は、初職と結婚直前職、現職を、男女と年齢を軸に集計する。このような設問をもつ調査は多くはないので、この集計事態が興味深いものであると思われる。2では、男女および正社員と非正社員の労働時間分布を、3では収入階級を見る。4は結婚タイミングの推計とその結果、5は出産タイミングの推計とその結果、6は女性の理想のライフコースと予定のライフコースの比較であり、7はまとめである。なお補論として、超少子化といわれる北京とソウルと東京とを対比し、その結婚タイミングと出産タイミングの比較を簡単にまとめた。

1. 初職と婚姻前の就業状況、現在の就業状況の変化

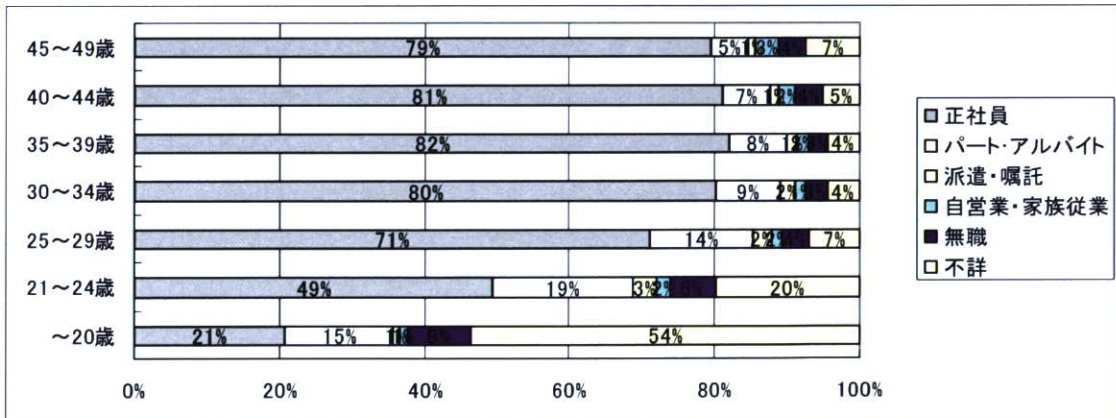
1.1 女性の初職の変化

このデータは、若年層の初職が全国レベルでわかる貴重なデータである。図1-1のとおり、若い世代ほど非正規雇用がすすんでいる。2002年時点で20歳以下の有業者（高卒者であれば2000年に労働市場に出た層）の正社員比率はわずか2割である。また21-24歳

層でも正社員比率は半数にとどまる。30歳以上層で初職正社員が8割であったのと比べてきわめて大きい変化が突然に訪れたことが示されている。両者の中間にいたのが25-29歳層であるが、その初職の正社員比率は7割である。2002年当時25-29歳層といえば、大卒であれば、主に1995-1999年の卒業者であり、短大卒であれば、1993-1997年、高卒であれば1991-1995年の卒業者である。これ以降、急速に新卒者が正社員の仕事に就けなくなった、ということが示されている。

「不詳」という分類が20歳代は特に多いため、学生が間違えて「学生」という回答をしなかったと見なし、「不詳」、「学生」を除いて集計したとしても、近年の正社員比率の低下は顕著である。この両者を除いたとしても、正社員比率は、20歳以下が44.7%、21-24歳が61.7%、25-29歳が76.5%、30-34歳が83.9%、これ以上の年齢層は86%である。ちなみに、DIDが100万以上の地域について、両者を除いた正社員比率は、20歳以下30.2%、21-24歳が59.8%、25-29歳が77.9%、30-34歳が81.8%であり、全般に大都会の方がさらに非正規化の進展が著しい。

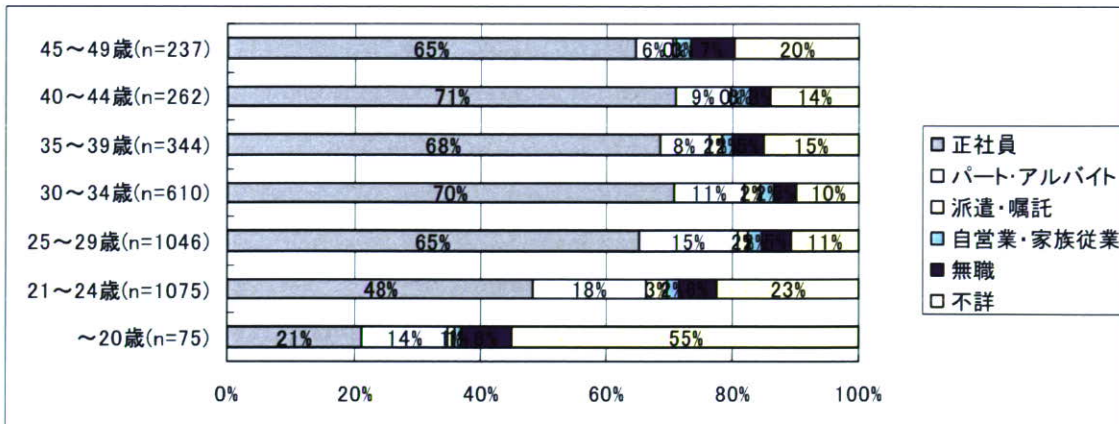
図1-1 女性の初職の状況 (人口全体)



注) 学生は除く

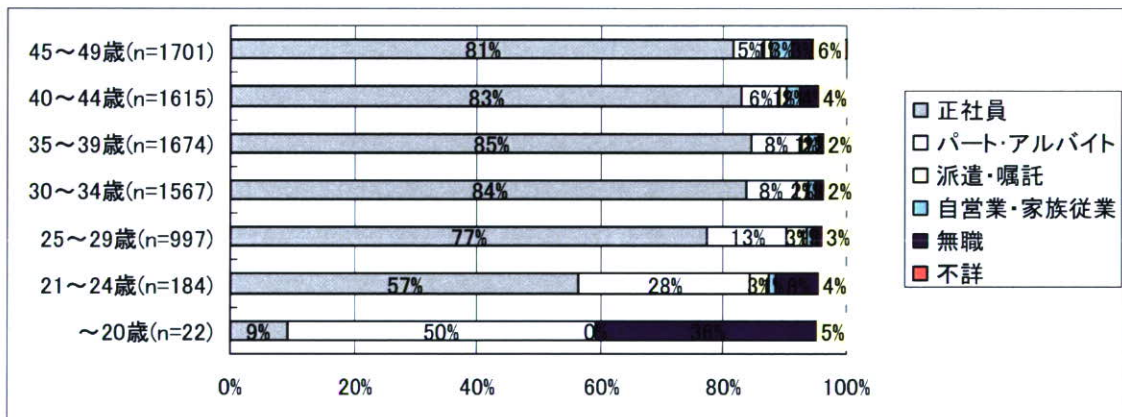
初職の状況を、現在無配偶者(図1-2)と有配偶者(図1-3)とで分けて集計すると21歳以上では、有配偶者は初職が正社員が多く、無配偶者は少ない(たとえば25-29歳層で、有配偶女性の正社員比率は84%、無配偶女性は65%)といった傾向が明らかに見られる。

図 1 - 2 女性の初職の状況 (無配偶)



注) 学生は除く

図 1 - 3 女性の初職の状況 (有配偶)

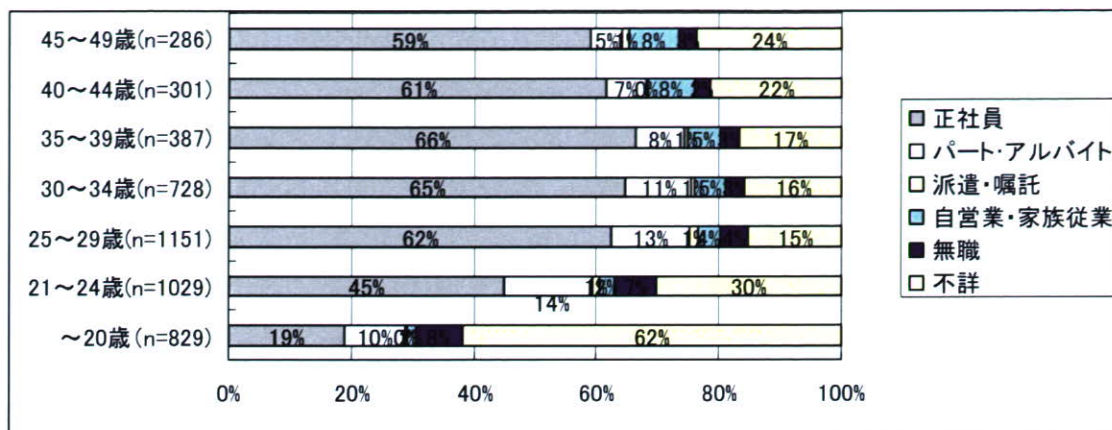


注) 学生は除く

1. 2 男性独身者の初職、現在の就業状況と、有配偶者の結婚直前の就業状況

男性についてはどうだろうか。有配偶は「夫」データしかないため、男性では初職がわかるのは独身者に限られてはいるものの、この規模で若年層の初職がとらえられるデータは多くはないため、独身者に限った集計を示すと図 1 - 4 である。21-24 歳層の正社員比率 45% は女性独身 (図 1 - 2) の 48% とほとんどかわらない。25-29 歳層も男性独身 62%、女性独身 65% とかわらず、若い層ほど正社員に就けなくなっているという事情に、男女差はないようである。もっとも 40-44 歳層になると、男性独身の初職の正社員比率は 61% であり、女性独身の 71% より 10% ポイント低くなっている。

図1-4 男性の初職の状況（無配偶）

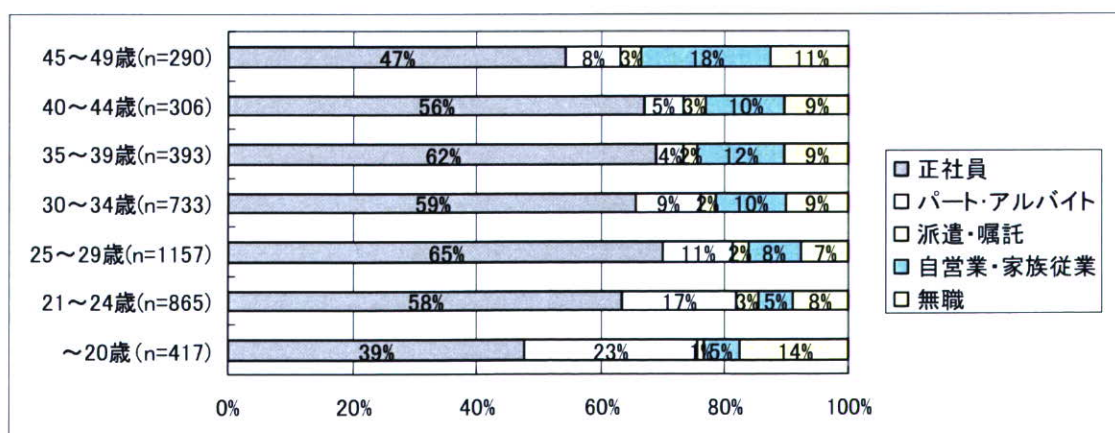


注) 学生を除く

上記は、有配偶者を除いた集計となるため、婚姻する者が増える中高年層ほど、偏ったサンプルでの集計となる。そこで、有配偶者は結婚直前時（図1-6）、無配偶者は（常に結婚直前ともいえるので）現在の状況（図1-5）を年齢階層別に比較することにする。

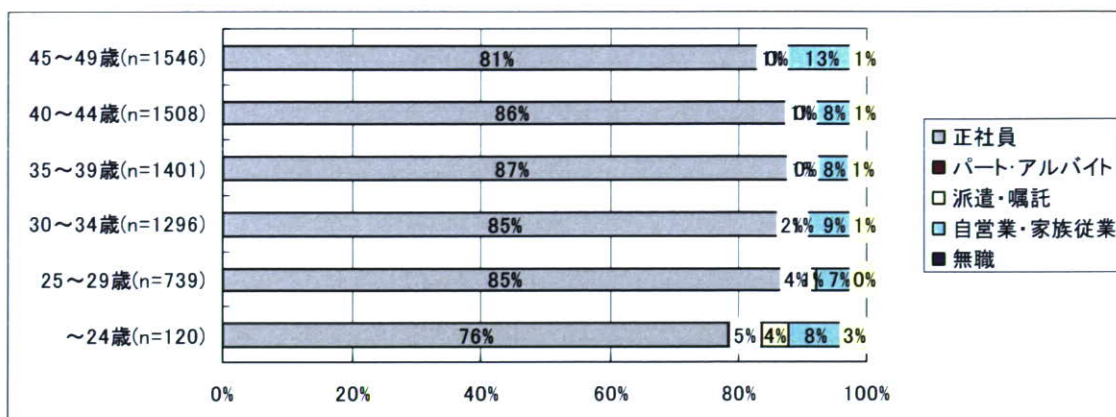
図1-5と図1-6を比較すると男性の場合、結婚予定がある者となない者との就業状況に驚く差が見られる。結婚予定のある男性がついている仕事は正社員が9割を占める。これに対して、独身者の現在の仕事は、30-34歳層でも正社員は6割程度であり、さらに無職も1割いる。独身者の無職比率が人口全体にどのくらいの割合かを見ると、独身者数が減るため、人口に占める割合で見ると表1-1のとおり高くはなかった。無職や自営業の男性が、独身に残り、その結果、独身者の中での相対的な比率が上昇するという見方が正しいのだろう。

図1-5 男性独身者の現在の就業状況



注) 学生を除く

図 1 - 6 有配偶男性の結婚直前の就業状況



注) 学生を除く

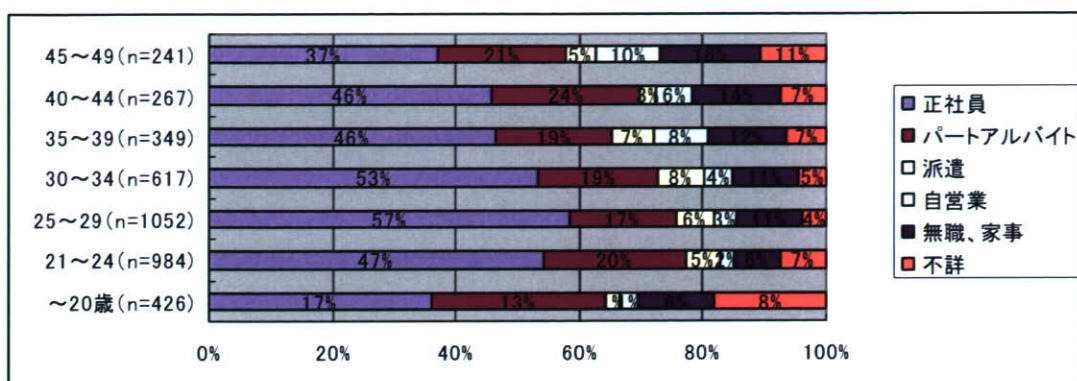
表 1 - 1 独身無職者が人口に占める割合

年齢層	独身無職が人口に占める割合
～20歳	14%
21～24歳	7%
25～29歳	4%
30～34歳	3%
35～39歳	2%
40～44歳	1%
45～49歳	2%

1. 3 女性独身者の現在の就業状況、有配偶者の結婚直前の就業状況

「有配偶者の結婚直前の就業状況」についても労働関連の政府統計ではなかなかとることができないデータである。独身女性の現在の就業状況を見たものが図 1 - 7 である。男性の図 1 - 5 と比較すると、たとえば、正社員比率は 21-24 歳で男性 58%、女性 47%、25-29 歳層で男性 65%、女性 57%、30-34 歳層で男性 65%、女性 53%であり、25-29 歳層でもっとも差が縮小するが、女性はおおよそ 10%ポイント程度正社員が低い。独身者の「初職」の男女差はあまり見られなかったが、その後の転職を通じて男女差は拡大している。

図 1-7 女性独身者の現在の就業状況



注) 学生を除く

また有配偶女性の結婚直前の就業状況を見ると (図 1-9)、男性が初職が正社員ではなくとも、正社員に移動した者が多いのに対して、女性は、初職が正社員でも、パート・アルバイトや無職に移動している者が増えている。たとえば 30 歳以上は、人口全体で見て初職の 8 割が正社員であったが、結婚直前では正社員は 6 割強から 7 割弱に落ち、パート・アルバイトや無職が増えている。

図 1-8 有配偶女性の結婚直前の就業状況

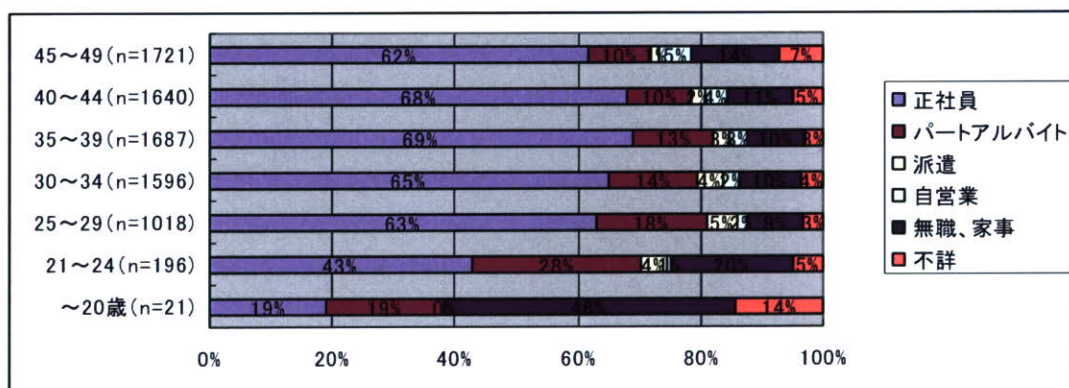


表 1-2 はまとめである。

表 1-2 年齢階層別に見た婚姻状態と婚姻前の正社員比率の比較

現在年齢	正社員比率 (有配偶者は結婚直前、独身者は現在)					サンプル数				
	独身女性	有配偶女性	有配偶女性で現在年齢階級=結婚年齢階級	独身男性	有配偶男性	独身女性	有配偶女性	有配偶女性で現在年齢階級=結婚年齢階級	独身男性	有配偶男性
~24歳	49%	40%	41%	31%	70%	1410	210	201	2166	122
25~29歳	58%	63%	67%	63%	85%	1052	1010	474	1190	736
30~34歳	53%	65%	66%	59%	84%	617	1577	170	743	1299
35~39歳	46%	69%	47%	62%	86%	349	1687	58	393	1406
40~44歳	46%	68%	63%	56%	86%	267	1640	8	306	1513
45~49歳	37%	62%	31%	47%	79%	240	1721	13	290	2680
計	51%	65%		47%	83%	3935	7845		5088	7756

1. 4 女性の結婚年齢と結婚直前の就業状況

独身にとどまることと初職の関係がどうなのか、有配偶者の結婚直前の正社員比率が結婚比率によって異なるかどうかを、39歳以下の層についてみたものが図1-9である（以下の集計は、有配偶者に限る）。

22歳までの若い結婚は、正社員の職についていない女性が多く、正社員就業をしている者は独身を続けやすい。つまり、比較的不安定な仕事に就くごく少数の女性に早婚がおきている。一方、23歳から26歳までは、初職が正社員である者の婚姻が高まる。もちろん、若い層は正社員比率の水準そのものが下がるため、コホート年齢階層別にも見ているが、現在25-29歳層（高卒であれば1991年から1995年、大卒であれば1995年から1999年に卒業したと思われる層）でも、26歳くらいまでは、婚姻する者のうち初職が正社員の者が増える。その結果か、27歳以上の結婚では、再び初職が正社員である者の比率は下がっていく。ただし現在24歳以下の女性の正社員の水準は、他の3つの年齢階層とはかけ離れて大きく下落している。

図1-9 結婚年齢と初職の状況（39歳以下）

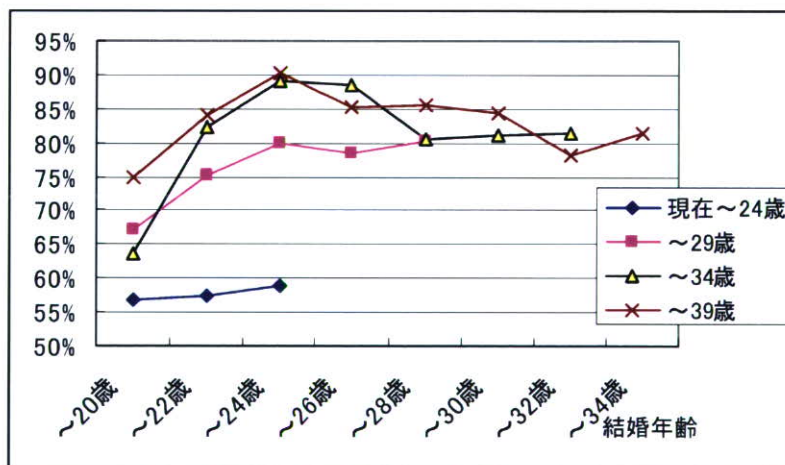
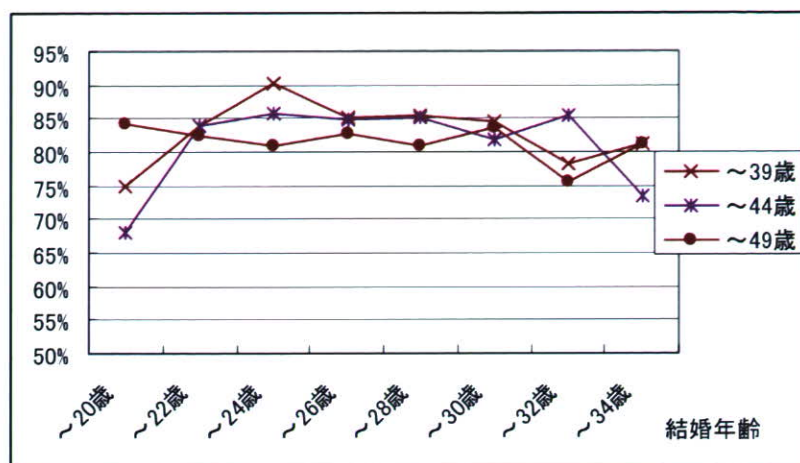


図1-10は、初職で正社員に就くという慣行が安定していた現在35歳以上の層を取り上げて見たものである。1970年代からバブルが崩壊する前、あるいは均等法が施行される前で男女別雇用慣行が顕著であり、1980年代に労働市場に出たこれらの層では、そうした傾向はそれほど顕著ではない。10歳代の結婚に初職正社員の者が少ない傾向はあるが、その後は結婚年齢にかかわらず、ほぼ正社員比率は一定である。非正社員の職がさほど多くなかったのであろうし、また結婚まで初職にとどまる者が多かったのかもしれない。

図1-10 結婚年齢と初職の状況 (35歳以上)



1. 5 非正社員から正社員への参入

非正社員比率が上昇した 25-29 歳独身層について、非正社員と正社員の移動がどの程度起きているのかを見たものが表1-3 (女性) と表1-4 (男性) である。初職が不詳の女性の 53%、男性の 52%、初職がパート・アルバイトの女性の 36%、男性の 42%、初職が無職女性の 25%、男性の 37%、初職が派遣の女性の 56%、男性の 50%が正社員に移動している。全般に男性の方がやや正社員への参入可能性は高く、また就業形態別には派遣の移動がもっとも高いものの、パート・アルバイトや無職者も 3 人に 1 人から 4 人に 1 人程度は正社員に転職している。ただし逆に正社員からパート・アルバイト、無職等への移動もあり、初職正社員で現在も正社員である者は男性 79%に対して女性は 69%であり、女性の方が正社員に入る移動は少なく、出る移動が多い。

表1-3 25-29 歳独身女性、初職と現在の従業上の地位

初職の従業上の地位		現在の従業上の地位						サンプル数	サンプル数
		正社員	パート・アルバイト	派遣・嘱託	自営主・家族従業者	無職	不詳		
正社員		69%	13%	6%	1%	9%	2%	100%	677
パート・アルバイト		36%	38%	8%	4%	12%	2%	100%	162
派遣・嘱託		56%	0%	39%	0%	6%	0%	100%	18
自営主・家族従業者		9%	13%	0%	65%	13%	0%	100%	23
無職		25%	23%	2%	4%	44%	2%	100%	48
学生		35%	40%	0%	5%	15%	5%	100%	20
不詳		53%	13%	5%	2%	6%	22%	100%	104
計		614	183	65	36	114	40	1,052	1,052

表 1-4 25-29 歳独身男性、初職と現在の従業上の地位

初職の従業上の地位	現在の従業上の地位							サンプル数	サンプル数
	正社員	パート・アルバイト	派遣・嘱託	自営主・家族従業者	無職	不詳	サンプル数		
正社員	79%	7%	1%	4%	6%	3%	100%	710	
パート・アルバイト	42%	31%	5%	7%	13%	2%	100%	142	
派遣・嘱託	50%	19%	19%	0%	0%	13%	100%	16	
自営主・家族従業者	14%	2%	0%	80%	0%	5%	100%	44	
無職	37%	27%	2%	2%	25%	6%	100%	51	
学生	47%	19%	9%	9%	9%	6%	100%	32	
不詳	52%	5%	2%	7%	4%	29%	100%	162	
計	751	124	24	92	84	82	1,157	1,157	

2. 二極化する正社員と非正社員の現在の職の労働時間

非正規労働の拡大とともに、正社員の労働密度は高くなったのではないかと、第12回出生動向基本調査で確認する。労働時間を見ると、週60時間以上は男性正社員の14%と女性の3%、週51-60時間が男性の5人に1人、女性の10人に1人、また40-50時間は男女とも35%である。男女差はあるものの、女性正社員の半数、そして男性については7割が、恒常的に残業ありの働き方をしている。これに対して、女性派遣社員は週40時間労働とぴったりフルタイムの働き方が多く、パート・アルバイトは30時間までの労働がもっとも多い。

図 2-1 女性有業者の就業形態別に見た週あたり労働時間の分布

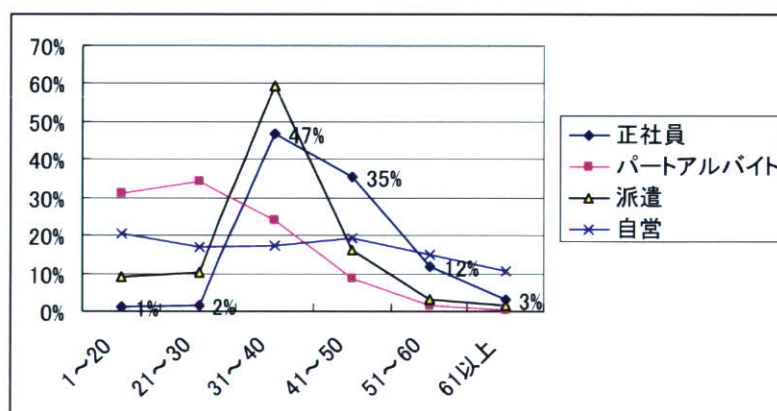


図 2-2 男性有業者の就業形態別に見た週あたり労働時間の分布

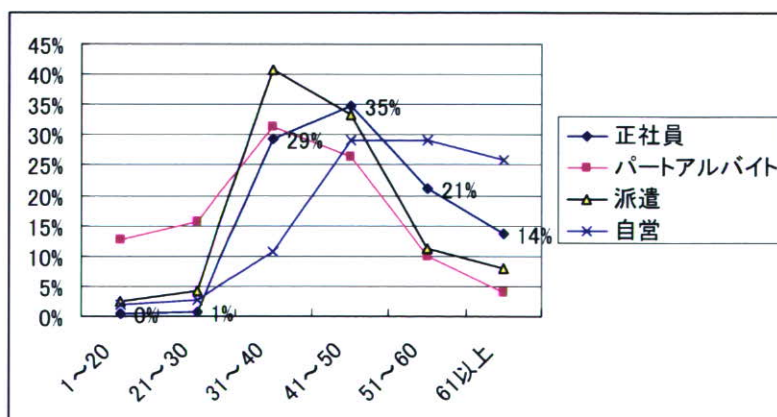


表 2-1 は正社員に限り週の労働時間を年齢階級別に見たものである。ここでは集計をより保守的にして週 46 時間以上の者を恒常的に一定以上の残業がある者と見ている。これで集計すると、男性正社員の 6 割、女性正社員の 3 割強であった。また週 56 時間以上という長時間勤務者を見ると、20 歳代男性は 3 割弱、女性も 1 割であった。

表 2-1 正社員のうち週 46 時間労働以上の者の割合

		～20歳	21～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
男 性	46～55時間	37%	36%	33%	33%	31%	33%	33%
	56～65時間	13%	12%	14%	14%	17%	15%	12%
	65時間以上	6%	11%	14%	14%	14%	12%	9%
	男性計	56%	58%	60%	60%	62%	59%	54%
女 性	46～55時間	26%	26%	22%	26%	23%	29%	27%
	56～65時間	8%	7%	7%	4%	5%	4%	4%
	65時間以上	2%	5%	3%	2%	2%	1%	1%
	女性計	36%	39%	31%	31%	30%	34%	32%

表 2-2 は就業形態別に独身者の労働時間分布を見たものである。男女独身者ともに、「正社員」であれば、週の労働時間は 46 時間以上が男性の半数強、女性の半数弱を占める。そして「非正社員」であれば、週 35 時間未満が男性の 3 人に 1 人、あるいは女性の半数弱であるものの、週 36-45 時間というほぼフルタイム労働も非正社員の男女ともに 4 割を占める。つまり、正社員はフルタイムか長時間労働、非正社員は短時間労働かフルタイムというすみわけが出来上がっている。

表 2-3 は、さらに大卒に限ってみたものだが、大卒男性はより長時間労働が多くなっている。また女性については、大卒の労働時間が特に長いということはないものの、有配偶と無配偶とを比べると、無配偶の労働時間が長くなっている。

表 2-2 就業形態別に見た独身者の労働時間（39 歳以下）

	男性		女性	
	正社員	非正社員	正社員	非正社員
1～25時間	1%	20%	1%	22%
26～35	2%	16%	3%	23%
36～45	40%	38%	60%	41%
46～55	34%	20%	25%	11%
56～65	12%	4%	7%	2%
65以上	11%	2%	3%	1%
サンプル数	2,027	489	1,748	861
雇用者に占める割合	81%	19%	67%	33%

表 2-3 大卒男女正社員の労働時間分布（有配偶・無配偶含む）

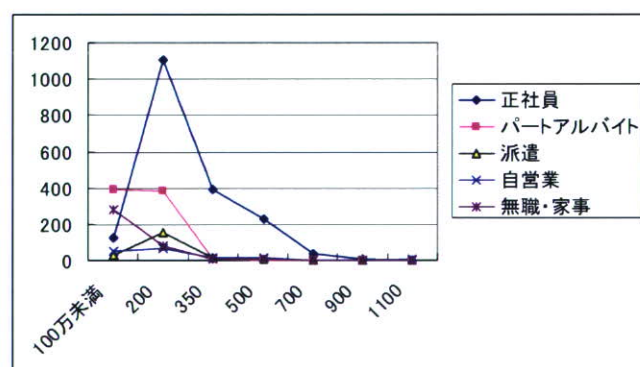
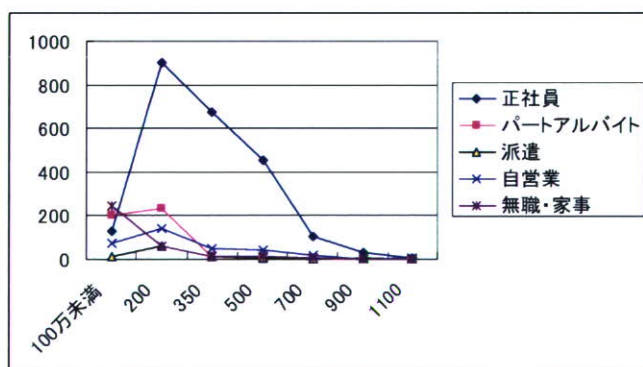
	男性	女性	無配偶女性
0～25時間	1%	2%	1%
26～35	1%	4%	3%
36～45	39%	58%	56%
46～55	31%	26%	27%
56～65	16%	7%	9%
65以上	13%	3%	4%
サンプル数	2838	640	371

3. 年収の分布：有配偶男性と無配偶男性の賃金差

収入が正社員と非正社員、独身者と有配偶者でどのように異なるかを見たものが以下の一連の図である。軸の数値は、7つに分かれた年収階級の中央値である。図3-1、3-2が示すように正社員以外はほぼ9割方は最低収入階級かそれより1つ上の収入階級しか稼得していない。また正社員であっても、独身者については、図3-1のとおり、男性は下から2番目の年収階層が男性の39%、下から2番目以下の収入階層が独身男性の45%、女性は図3-2のとおり下から2番目の階級が58%を占め、下から2番目以下が65%を占め、高収入とはいえない。

図3-1 無配偶男性就業形態別年収分布

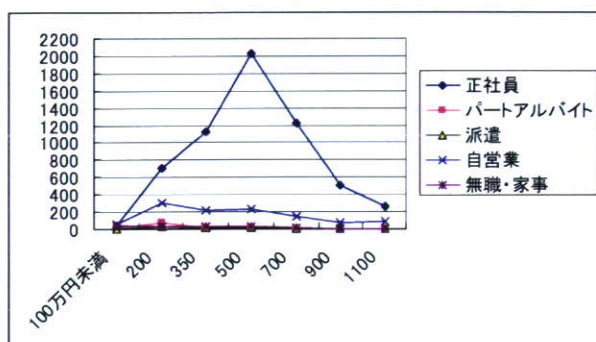
図3-2 無配偶女性就業形態別年収分布



なお無配偶の男性のうち正社員の占める比率は58%、女性は51%である。独身男性の就業形態の構成比はその他の就業形態を見るとアルバイト・パート・派遣が14%、無職が9%、不詳が11%、自営業が9%である。独身女性ではアルバイト・パート・派遣が27%、無職が11%、不詳が7%、自営業が4%である。

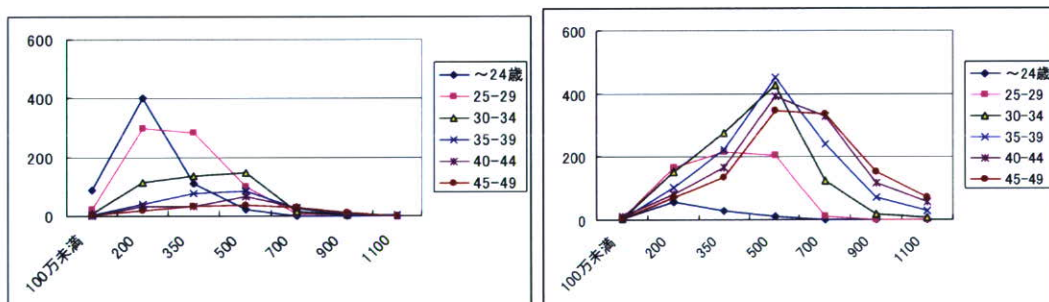
これに対して図3-3のとおり、有配偶男性の年収分布を見ると正社員では最高所得階層からちょうど中間の所得階層までが7割を占め、独身男性と比べるとときわめて収入水準が高くなっている。自営業でも半数弱がその収入階層であり、有配偶男性と、無配偶男女の収入ギャップは大きい。

図3-3 有配偶男性の就業形態別年収分布



独身と有配偶男性の年収分布の差が大きいいため、正社員男性に限り、年齢階級別に有配偶者と無配偶者の年収分布を確認したものが、図3-4、図3-5である。まず有配偶者、無配偶者ともに人数も多い25-29歳層に注目する。中高年層に比べると両者とも低収入であり、下から2番目、3番目の年収階級が多い点は、有配偶・無配偶ともにかわらない。ただし有配偶の場合は、下から4番目の年収階級も多いが、無配偶ではこの層が少ない。30-34歳層を見ても、同じ正社員とはいえ、無配偶者はやや低収入に偏っているといえる。

図3-4 無配偶正社員男性の年収分布 図3-5 有配偶正社員男性の年収分布



有配偶男性と無配偶男性でなぜこれほど年収差が大きいのだろうか。

就職先企業の分布を確認すると、表3-1のとおり、全体に無配偶は小規模企業が多く(25-39歳層を見ると、1-29人が無配偶者の32%、有配偶者の26%)、また1000人以上の大企業が少ない(同じ年齢層で無配偶者の15%、有配偶の21%)。また30-34歳層の正社員に限定した場合も(1-29人が無配偶の22%、有配偶の18%、1000人以上が無配偶者の16%、有配偶の25%)、そのような傾向が見られる。

さらに表3-2では、職種分布を確認したが、無配偶者の方が販売職、現場労働が多く(25-29歳層全体では、無配偶のそれぞれ27%、24%、有配偶の23%、17%)、正社員に限ってもブルーカラーやグレーカラーが無配偶層に多いことが見て取れる。

大企業の採用の縮減が続いたこと、アルバイト的な販売職等、グレーカラーの仕事が拡大したことは、若い層が相対的に多い無配偶で不安定な職の分布が多いことの一因であろう。しかしまた、そのような職に就いている男性が無配偶に残りやすいのかもしれない。

表 3-1 有配偶男性と無配偶男性の就職先企業の分布

	全体		25-39歳層		25-39歳層、正社員		30-34歳層、正社員	
	無配偶	有配偶	無配偶	有配偶	無配偶	有配偶	無配偶	有配偶
1-29人	23%	17%	32%	26%	21%	17%	22%	18%
30-99人	19%	15%	17%	14%	19%	16%	17%	15%
100-499人	23%	17%	21%	15%	24%	17%	23%	18%
500-999人	7%	8%	6%	7%	8%	8%	8%	8%
1000人以上	17%	25%	15%	21%	17%	25%	16%	25%
官公庁	8%	12%	7%	9%	8%	10%	10%	10%
不詳	3%	6%	4%	7%	3%	7%	3%	6%
計	2,401	6,033	1,902	3,294	1,429	2,802	436	1,044

表 3-2 有配偶男性と無配偶男性の職種の分布

	全体		25-39歳層		25-39歳層、正社員		30-34歳層、正社員	
	無配偶	有配偶	無配偶	有配偶	無配偶	有配偶	無配偶	有配偶
農林漁業	2%	2%	2%	1%	1%	0%	0%	0%
上記以外の自営	3%	6%	4%	4%	0%	1%	1%	1%
専門職	25%	27%	26%	29%	28%	30%	30%	32%
管理職	3%	12%	3%	6%	3%	6%	3%	4%
事務職	10%	11%	12%	12%	15%	15%	16%	15%
販売職	28%	20%	27%	23%	25%	23%	24%	22%
現場労働	25%	16%	24%	17%	25%	18%	23%	18%
不詳	3%	7%	3%	7%	2%	7%	3%	7%
計	3,350	7,392	1,902	3,294	1,429	2,802	436	1,044

表 3-3 では、賃金率の対数（年収階級を週間労働時間×51 で割り対数值とした）を非説明変数とし、有配偶の方が賃金が高く見えるのは、職種や企業規模の差のみなのかどうかを検討した。

学歴に加えて、就業形態分布、職種分布、企業規模分布の差を考慮してもなお、無配偶男性はなぜか賃金が有意に低く、有配偶が高い。係数を見ると、学歴だけ考慮した場合は有配偶が学歴考慮後、45.8%賃金率が高いと計測されたが、上記説明変数を入れると、42.1%、37.8%、34.9%と縮小したもののやはり有意に高いと残る。さらに説明変数に年齢階級を入れると、有配偶の方が賃金が高いという係数は大きく縮小し、18.7%となったが、それでも有意である。

有配偶者に対しては配偶者手当などが出されるということもあるだろうが、時給にして2割の差といえばかなりの差といえることができる。

さまざまな変数を考慮したうえで、賃金が低い男性の方が無配偶にとどまりやすいという可能性がある。なお、表には入れていないが、正社員にのみ限っても18%程度の有意な格差が婚姻ダミーの係数として残る。

かつて日本は皆婚社会に近かったのだが、今日では男性の生涯独身者が大きく増えている。

独身者の賃金が説明変数には規定できない他の要因によって低いということは、①結婚相手を見つけて結婚する能力が、高い賃金を稼得する能力と、近年より深くかかわるようになってきているのか、あるいは、②女性の仕事機会が拡大するとともに、女性は男性の賃金

を稼得能力により敏感で選別的になっているのか、③夫婦 2 人分の賃金を得て長時間働くことにはあまり関心を持たず、気楽なシングルライフを好む男性が増えているのか、いずれであろうか。

表 3-3 男性の現在の仕事の賃金関数

	係数	t値	係数	t値	係数	t値	係数	t値	係数	t値
高卒	0.205 ***	9.7	0.159 ***	7.7	0.146 ***	7.2	0.083 ***	4.2	0.100 ***	5.3
短大卒	0.169 ***	6.9	0.124 ***	5.1	0.088 ***	3.7	0.040 ***	1.7	0.115 ***	5.1
大卒	0.433 ***	19.8	0.372 ***	17.2	0.297 ***	13.7	0.190 ***	9.0	0.218 ***	10.6
大学院卒	0.609 ***	14.9	0.533 ***	13.2	0.433 ***	10.9	0.263 ***	6.8	0.295 ***	8.0
有配偶	0.458 ***	36.8	0.421 ***	33.2	0.378 ***	30.3	0.349 ***	29.0	0.187 ***	14.8
正社員			0.241 ***	14.6	0.214 ***	12.0	0.056 ***	3.0	0.098 ***	5.4
パートアルバイト			-0.136 ***	-4.5	-0.082 ***	-2.7	-0.186 ***	-6.3	-0.123 ***	-4.3
派遣			0.000	0.0	0.015	0.3	-0.155 ***	-3.4	-0.098 ***	-2.3
専門職					0.051 ***	2.4	0.006	0.3	0.019	1.0
管理職					0.337 ***	13.2	0.284 ***	11.5	0.215 ***	9.0
事務職					0.177 ***	7.0	0.053 ***	2.1	0.058 ***	2.4
販売職					-0.147 ***	-6.9	-0.169 ***	-8.1	-0.149 ***	-7.5
現場労働					-0.069 ***	-3.0	-0.095 ***	-4.3	-0.073 ***	-3.5
30-99人							0.045 ***	2.5	0.045 ***	2.7
100-499人							0.163 ***	9.4	0.149 ***	9.0
500-999人							0.235 ***	10.0	0.227 ***	10.0
1000人以上							0.409 ***	24.0	0.404 ***	24.7
官公庁							0.437 ***	19.3	0.414 ***	19.1
年齢21-24									-0.501 ***	-20.2
年齢25-29									-0.353 ***	-17.6
年齢30-34									-0.184 ***	-9.6
年齢35-39									-0.070 ***	-3.6
年齢40-44									-0.003	-0.2
年齢45-49									0.099 ***	5.1
定数項	6.776 ***	320.1	6.663 ***	269.3	6.727 ***	254.2	6.828 ***	265.4	6.997 ***	254.1
修正済み決定係数	0.1721		0.2037		0.2509		0.3076		0.37	
サンプル数	9866									
	9812									

4. 結婚タイミングと初職、現職との関係の計量分析

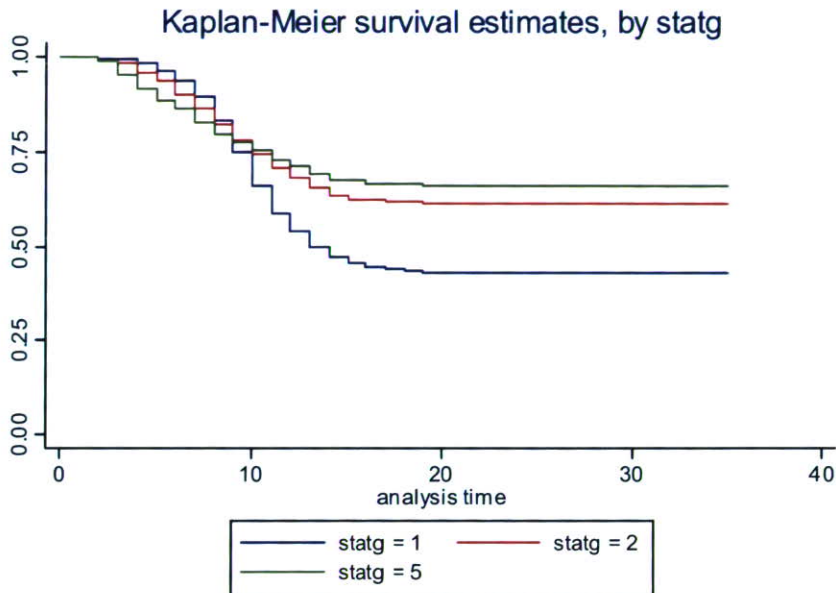
サバイバル分析により、15歳からの経過年齢で、結婚および出産タイミングが、初職、親同居、本人学歴、価値規範、居住地域によりどう影響を受けるのかを分析する。ここでは初職の非正規化、脆弱化は女性の結婚タイミングにどう影響を与えたか、また初職のバリエーションの拡大は女性の結婚タイミングに異なる影響を与えたかなどを推計する。

4. 1 カプラン・マイヤー法による結婚確率の推定

図 4-1 は 35 歳以下について、15 歳からの累積結婚確率を、初職別に Kaplan-Meier 法で推計したものである。無職、ついでパート女性の結婚は、十代では多いが、24 歳くらいからは、スピードが落ち、逆に初職が正社員である者は 24 歳くらいから急速に結婚をはじめ。35 歳時点を見ると、初職正社員の 6 割が結婚に移行しているのに対して、初職無職者は 3 割、初職パート・アルバイトも移行は 3 割強にとどまる。

図4-1 35歳以下、女性の初職と結婚

(statg 1 正社員、2 パート・アルバイト、3 無職)



第11回出生動向基本調査を用いた永瀬（2002）では、初職データがなく、有配偶者は結婚直前の仕事、無配偶者は現在の仕事で推計を行った。図4-2では比較するために、この方法で同じ推計をした。初職が正社員である者もパートや無職に移動するため、初職に比べると結婚直前職の正社員の結婚確率はやや低くなり、初職に比べて、結婚直前職が無職やパート・アルバイトの結婚確率はかなり高くなる。つまり永瀬（2002）の推計は、どちらかというといふ非正規化が結婚タイミングに与える影響についての過小推計だったといえるだろう。図5-2を見ると、26歳までは、結婚直前無職の者の結婚スピードは、結婚直前正社員よりも早い。結婚をすることを決めて無職になる者が含まれるためと想像される（パート・アルバイトの場合は24歳まで）。27歳以降になると、結婚直前正社員の結婚確率が、結婚直前無職やパート・アルバイトを超えてより高くなっている。

男性については、有配偶者の初職がわからないので、図4-3は図4-2と同様、結婚直前の職および独身者は現在の職で見たものである。また男性の結婚年齢はやや遅いとして、44歳までを見たものが図4-4である。

男性の場合、結婚直前に安定した仕事に就くことが結婚の条件に見受けられるほど、正社員とそれ以外との結婚確率の差は大きい。なおここでは女性と合わせて「自営業」を除いて示してあるが、自営業は正社員よりやや結婚タイミングが遅れるもののほとんど変わらない。